

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について

SNS上における児童生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、児童生徒の安全・安心の確保のために各学校及びその設置者に緊急に取り組んでいただきたい事項等について通知するもの

1 児童生徒が安全・安心に過ごすことができる環境の整備

✓ 暴力行為やいじめが見過ごされていないか、緊急の確認

各学校において、**令和7年度中に**、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、学級担任やスクールカウンセラー等による面談など、各学校の状況に応じた方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただくとともに、次年度以降も日常的な確認に取り組んでいただきたいこと

✓ 暴力行為やいじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境の整備

各学校において、**令和7年度中に**、児童生徒に対し、暴力行為やいじめは決して許されるものではなく、事案によって暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを改めて指導いただきたいこと
 学校としても、警察等と連携した対応をためらわず、暴力行為やいじめを決して許容しない学校環境を整備いただきたいこと。その際、児童生徒に対して、傍観者とならず、暴力行為やいじめを止めさせるための行動をとる重要性について理解させるよう努めていただきたいこと
 教育委員会と首長部局の間で連携しながら、学校内外の相談窓口の充実を図るとともに、各種相談窓口について児童生徒や保護者に周知いただきたいこと

2 確認された暴力行為やいじめへの対応

✓ 被害児童生徒の安全確保と心身のケア

暴力行為やいじめの事実が明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、当該児童生徒の安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと
 事案に応じ、警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

✓ 加害児童生徒への毅然とした対応

暴力行為やいじめを行った児童生徒に対しては、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関との連携による対応や、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

3 SNS等における投稿・拡散への対応

✓ 人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合における関係機関等と連携した対応

暴力行為やいじめの動画がSNS等に投稿・拡散された場合には、学校及びその設置者のみでは対処が困難な場合もあるため、警察等の関係機関とも連携しながら、速やかに事実関係の確認を行うとともに、児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて、組織的に対応いただきたいこと

✓ SNS等における誹謗中傷などによる人権侵害のおそれ等も含めた情報モラル教育の実施

SNS等における悪質な投稿は、その内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪等の刑罰の対象となり得る場合もあることから、各学校において、児童生徒に対する暴力行為やいじめに関する指導（上記1）と合わせ、令和7年度中に、児童生徒に対して改めて情報モラル教育を実施いただきたいこと

4 SNS等において暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案に関する報告

SNS等において暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案については、文部科学省としても、必要な指導、助言又は援助を行っていくため、当面、現に在籍している児童生徒に係る暴力行為やいじめの動画を確認した場合には、当該事案について令和5年3月10日付事務連絡による「児童生徒の事件等報告書」を用いて文部科学省に報告されたいこと

添付資料

<URL>
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00028.htm

